明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（総務五）　一
〔告示〕
○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務四八）　五
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業一）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約、全国健康保険協会定款の一部変更、型式適合認定、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・職務上の氏名の廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・懲戒の処分関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告　一六〇

省令

○総務省令第五号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第十三号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月二十三日

総務大臣　片山　善博

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二の二中「令第八条の四第二項第一号」を「令第八条の四第二項第一号イ」に、「すべて」を「全て」に、「コーティング（ガラスフレークコーティング又はガラス繊維強化プラスチッククライニングに限る。）」を「告示で定めるコーティング」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令第八条の四第二項第一号ロの総務省令で定める保安のための措置は、特定屋外貯蔵タンクが次の各号に掲げる要件を全て満たすための措置とする。

一　特定屋外貯蔵タンクの底部の外面の腐食の発生に影響を及ぼす基礎の変更及び底部の板の取替え等を行つていないこと。

二　特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するための告示で定めるコーティング又はこれと同等以上の措置を講じていること。コーティングを講じていない特定屋外貯蔵タンクにあつては、屋根（浮き屋根を除く。）を有するものであつて腐食の発生に影響する水等の成分を適切に管理しており、かつ、告示で定める期間を通じて、当該タンクの内部へのコーティングの施工、貯蔵する危険物の変更等当該タンクの内部の腐食の発生に影響を及ぼす貯蔵条件の変更を行つていないこと。

三　危険物が加温貯蔵されていないこと。

四　特定屋外貯蔵タンクに構造上の影響を与えるおそれのある補修又は変形がないこと。

五　著しい不等沈下がないこと。

六　地盤が十分な支持力を有するとともに沈下に対し十分な安全性を有していること。

七　特定屋外貯蔵タンクの維持管理体制が適切であること。

第六十二条の二の三第一項中「前条第一号又は第二号に規定する保安のための措置が講じられていると認められるものにあつては、十年と、第三号に規定する保安のための措置が講じられていると認められるものにあつては、十三年」を「次のとおり」に改め、「設置の許可に係るものに限る。」の下に「第六十二条の二の五において同じ。」を加え、「当該措置」を「前条に規定する措置」に改め、同項に次の二号を加える。

一　令第八条の四第二項第一号イの総務省令で定めるところにより市町村長等が定める期間は、前条第一項第一号又は第二号に規定する保安のための措置が講じられていると認められるものにあつては、十年と、第三号に規定する保安のための措置が講じられていると認められるものにあつては、十三年とする。